認定農業者について

１．制度概要

・「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、平成５年に農業経営基盤強化促進法において創設。
・育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村等が認定し、農用地の利用集積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度。

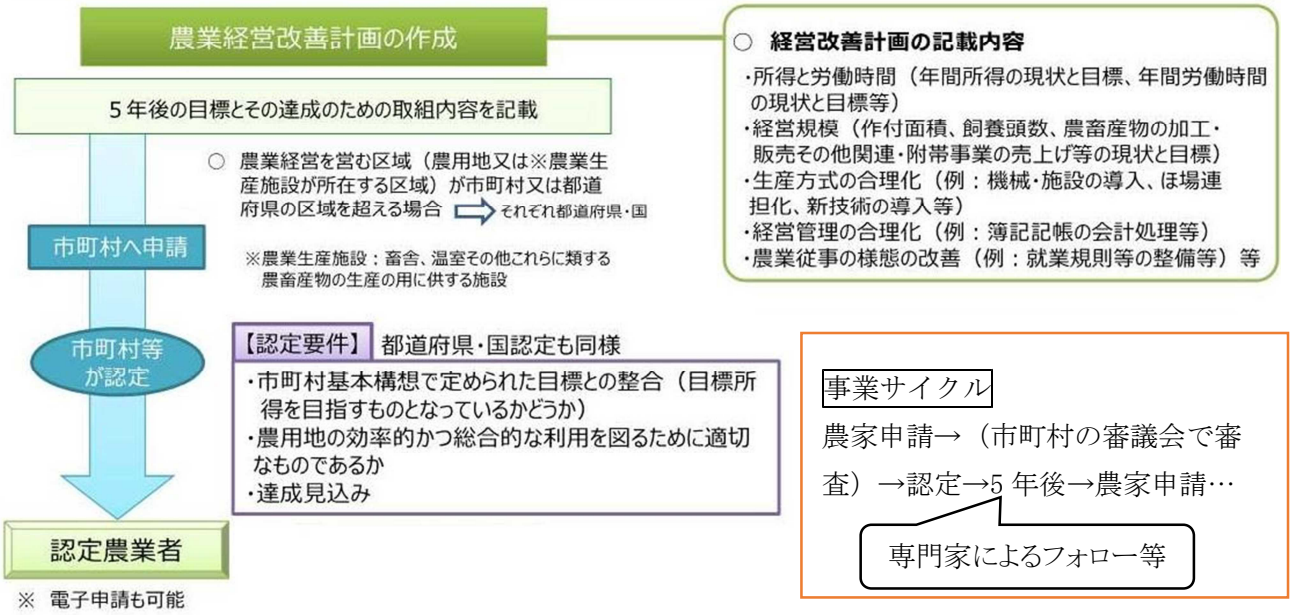

２．認定基準（基本要綱第６の４の１　参照）

①その計画が関係市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
③農業経営基盤強化促進法の基本要綱の別紙４で定める基準に適合するものであること。

認定農業者の確保・育成について

第５期産業振興計画の農業分野の柱である「多様な担い手の確保・育成」の中で、認定農業者の確保・育成を新たに位置付けました。（目標数：新規認定農業者；150 経営体）

１．農業を担う者のうち、認定農業者候補リストの作成

地域計画の目標地図に位置付けられる者のうち、**認定農業者候補リストの作成**をお願いします。

認定農業者候補リストは、今後経営改善や経営発展を検討する農業者を育成支援し、将来的に認定農業者になってもらうことを目的として、作成するものです。

作成されたリストをもとに、市町村、農業振興センター及びＪＡ等が連携して、農業経営改善計画の作成支援等を実施することで、新たな認定農業者への誘導を図ります。

広域認定農業者の更新について

１．広域認定制度の場合の申請先

従来、複数の市町村で認定を受けようとする場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、令和２年４月から営農区域ごとに申請先が一本化されました。県内の複数の市町村が計画上に記載されている場合、申請先は高知県とされています。

農業経営を営む区域			認定庁
単一市町村の区域内			市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内		都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
		複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

２．広域認定を希望する農家への市町村の作成支援（Ｑ＆Ａより要約抜粋）

・経営実態に応じたきめ細やかな指導・支援を行う上では、引き続き、市町村の果たす役割が重要です。

・再認定にあっては市町村に対して計画作成の相談があると考えられるため、広域認定については、認定庁と市町村で連携して、計画の作成に係る支援が大切になります。

・申請者が市町村に対して認定庁への進達を希望し、かつ、市町村の理解・協力が得られる場合は、市町村から書類が進達されてきても問題ありません。そのため、**<u>農家の負担に配慮して、引き続き、市町村窓口で相談対応をお願いします。</u>**

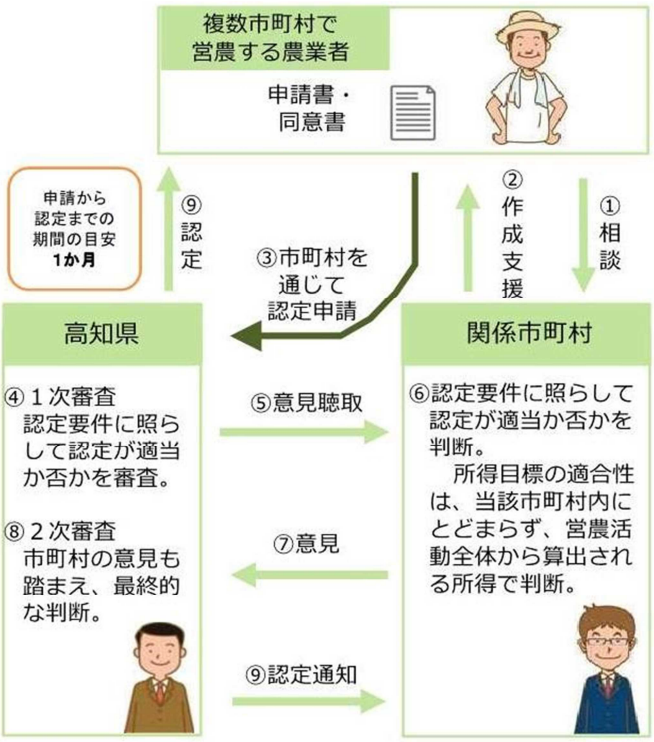

（自分の市町村以外の農地や施設情報は農家に準備するよう依頼する必要があります。）

県からの広域認定の意見聴取については、メールのみで協議依頼します（書面は送付しません）。認定書の写しの送付も同様です。
メール確認にご配慮ください。

３．既存の計画と広域認定への移行（更新や変更）の扱い

現状の単一市町村で認定を受けた計画を変更して、他市町村の農地を含めたい場合は、広域認定のために「新規申請」することが必要となります。また、次の表のとおり、Ａ市での計画が満了するにあたり、Ｂ町・Ｃ村を含めて更新したい場合は、広域認定のために「新規申請」することになります。

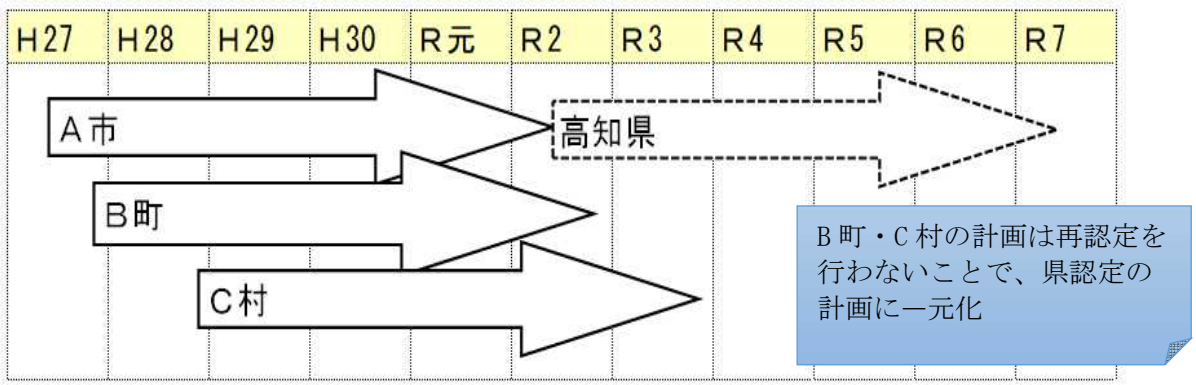

４．広域認定時における市町村への意見聴取（Ｑ＆Ａより要約抜粋）

・広域認定の場合は、認定庁から市町村に意見聴取します。市町村は市町村認定の際と同様に基本構想に照らし、認定の可否を判断します。

・広域認定の意見聴取に際しては、単一市町村において通常判断いただいているのと同様に、認定の適否についての意見をいただくこととしているので、**認定に際して審査会が必要と考えられる場合には、開催していただいて差し支えありません。**

・**適時に審査会を開催することが難しい場合には、あらかじめ審査関係者に広域認定への対応の体制を説明しておき、書面により同意を得る（持ち回りではない）など、事務がスムーズになるよう、ご協力ください。**

５．広域認定の更新時における市町村へのお願い

経営実態に応じた経営改善計画の内容更新を認定庁（県）で行うことは農家の負担を考慮すると難しいため、**通常の認定農業者の更新と同様に市町村で相談対応や資料作成等の支援をお願いします**。
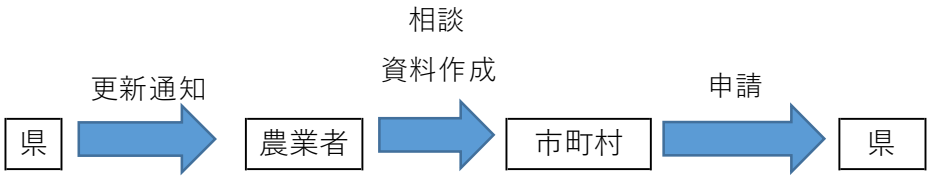
内容更新時の資料作成等支援は、市町村だけでなく、農業振興センターやJAと協力するようにお願いします。